

別表十二(十三)  
「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	法人名
----------------------	-----

資産の種類及び名称	1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・	・	
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4)+(5)+(6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8					
当期積立額	9					
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12					
当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
(11)×(13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積立限度超過額 (9)-(15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17					
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2
- 「区分番号」欄：「00391」
- 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外  
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合  
(23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平	・	・	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26				当期益金算入額 (30)	32	
	当期の月数 120	27	—			期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33	
	10年平均等取崩金額 (26)×(27)	28				貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 差引 (34)-(33)	35	
	同上以外の場合による益金算入額	29				当期積立額	36	
	当期益金算入額 ((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30				貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-((34)-前期の(34))) 計 (36)+(37)	38	
						前期末における差額 (前期の(35))	39	

別表十二(十三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分